

昭和二十二年法律第六十七号
地方自治法（抜粋）

第十章 公の施設
（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公

の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

北九州市エコタウンセンター条例

○北九州市エコタウンセンター条例

平成13年6月18日

条例第23号

改正 平成15年6月19日条例第35号

平成15年12月18日条例第67号

平成17年10月6日条例第55号

平成30年6月22日条例第46号

(設置)

第1条 廃棄物等の再資源化、再使用、適正な処分及び発生の抑制（以下「廃棄物等の再資源化等」という。）に関する学習及び交流の場を提供するとともに、環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を支援し、もって循環型社会の形成に資するため、北九州市エコタウンセンター（以下「センター」という。）を北九州市若松区向洋町10番地の20に設置する。

(事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物等の再資源化等に関する学習及び交流の場を提供する事業
- (2) 環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を支援する事業
- (3) 廃棄物等の再資源化等に関する理解を深める事業
- (4) 廃棄物等の再資源化等に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 別表に掲げるセンターの施設及び設備（以下「センターの施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせるときは、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前項の許可をしないもの

とする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの設置の目的に反するとき。
- (3) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(平17条例55・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(平17条例55・一部改正)

(使用料)

第5条 市は、センターの施設等の使用につき、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例55・一部改正)

(使用料の減免等)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(使用料の不返還)

第7条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第8条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると

認めるときは、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(平17条例55・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にセンターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いセンターの管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平17条例55・追加)

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げるセンターの事業(市長が別に定める業務を除く。)の実施に関すること。

(2) センターの維持管理に関すること。

(3) センターの施設等(規則で定めるセンターの施設等を除く。)の使用の許可に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平17条例55・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

(平17条例55・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第12条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、センターの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はセンターの管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平17条例55・追加)

(委任)

北九州市エコタウンセンター条例

第13条 この条例に規定するもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平17条例55・旧第9条繰下)

(罰則)

第14条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(平17条例55・旧第10条繰下)

付 則

この条例は、平成13年6月27日から施行する。

付 則（平成15年6月19日条例第35号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第4号で平成16年2月9日から施行)

付 則（平成15年12月18日条例第67号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第5号で平成16年2月9日から施行)

付 則（平成17年10月6日条例第55号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりなお従前の例により管理を委託している北九州市エコタウンセンターの管理については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき北九州市エコタウンセンターの管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

付 則（平成30年6月22日条例第46号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市エコタウンセンター条例

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市エコタウンセンター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

(平15条例35・平15条例67・平30条例46・一部改正)

区分		使用料
施設	事務室	1平方メートルにつき月額2,000円
	セミナールームA	1時間又はその端数ごとに3,900円
	セミナールームB	1時間又はその端数ごとに1,950円
	セミナールームC	1時間又はその端数ごとに1,950円
	セミナールームD	1時間又はその端数ごとに2,400円
	セミナールームE	1時間又はその端数ごとに2,400円
	実験室	1時間又はその端数ごとに1,500円
	実験槽	1区画につき月額90,000円
	休憩室	1時間又はその端数ごとに270円
設備	映像設備	1時間又はその端数ごとに2,250円以下の範囲内で規則で定める額
	音響設備	1時間又はその端数ごとに750円以下の範囲内で規則で定める額
	廃水処理設備	1日につき2,700円

備考

- 1 事務室及び実験槽の使用料については、使用の期間が1月に満たない場合は、1月として計算する。ただし、使用を開始した月の使用料は、日割計算とする。
- 2 営利を主たる目的としない使用に係る使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。

北九州市エコタウンセンター条例

北九州市エコタウンセンター条例施行規則

○北九州市エコタウンセンター条例施行規則

平成13年6月21日

規則第38号

改正 平成17年10月6日規則第86号

平成20年10月27日規則第64号

平成26年12月12日規則第59号

平成30年7月25日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市エコタウンセンター条例（平成13年北九州市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第2条 北九州市エコタウンセンター（休憩室を除く。）の供用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 北九州市エコタウンセンター（以下「センター」という。）の休憩室の供用時間は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 前日及び翌日が休館日である日 午前9時から午後5時まで

(2) 前日が休館日である日（前号に掲げる日を除く。） 午前9時から午後12時まで

(3) 翌日が休館日である日（第1号に掲げる日を除く。） 午前0時から午後5時まで

(4) 前3号に掲げる日以外の日 午前0時から午後12時まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(1) 日曜日

北九州市エコタウンセンター条例施行規則

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（使用申請の受付）

第4条 条例第3条第1項の許可の申請は、使用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。ただし、市長（指定管理者に使用の許可を行わせるセンターの施設等に係る申請にあつては、指定管理者）が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（平17規則86・一部改正）

（設備の使用料）

第5条 センターの設備の使用料の額は、別表のとおりとする。

（使用料の返還）

第6条 条例第7条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

(1) 天災その他使用者（条例第3条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額

(2) 使用日（条例第3条第1項の許可を受けた使用の日をいう。）の40日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で市長が相当の理由があると認めるとき 使用料の5割に相当する額

（平17規則86・一部改正）

（使用権の譲渡等の禁止）

第7条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（設備の変更禁止）

第8条 使用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（平17規則86・一部改正）

（原状回復の義務）

北九州市エコタウンセンター条例施行規則

第9条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに、使用した部分を原状に回復しなければならない。条例第4条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも、同様とする。

(平17規則86・一部改正)

(損害賠償の義務)

第10条 センターに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第11条 市長は、センターについて指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(平17規則86・追加)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第12条 条例第9条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平17規則86・追加、平20規則64・一部改正)

(指定管理者の指定の告示)

第13条 市長は、センターについて指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平26規則59・追加)

(指定管理者に使用の許可を行わせない施設等)

第14条 条例第10条第3号の規則で定めるセンターの施設等は、事務室、実験室、実験槽及び廃水処理設備とする。

(平17規則86・追加、平26規則59・旧第13条繰下)

(指定管理者の事業報告)

北九州市エコタウンセンター条例施行規則

第15条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するセンターの管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平17規則86・追加、平26規則59・旧第14条繰下)

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

(平17規則86・旧第11条繰下、平26規則59・旧第15条繰下)

付 則

この規則は、平成13年6月27日から施行する。

付 則 (平成17年10月6日規則第86号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年10月27日規則第64号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則 (平成26年12月12日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年7月25日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市エコタウンセンター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

(平30規則45・一部改正)

設備		使用料の額
映像	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに2,250円

北九州市エコタウンセンター条例施行規則

設備	スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに300円
	ビデオカセットレコーダ	1台につき1時間又はその端数ごとに750円
音響施設	ワイヤレスマイク (ハンド型)	1式につき1時間又はその端数ごとに750円
	拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに750円

北九州市エコタウンセンター管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市エコタウンセンター条例（平成13年北九州市条例第23号。以下「条例」という。）及び北九州市エコタウンセンター条例施行規則（平成13年北九州市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市エコタウンセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用者)

第2条 施設の使用者（以下「使用者」という。）は、廃棄物等の再資源化等に関する学習及び交流並びに環境の負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を行うことにより、循環型社会の形成に資することを目的として使用するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(使用申請)

第3条 施設の使用を希望するもの（以下「使用希望者」という。）は、原則として、あらかじめ「北九州市エコタウンセンター使用申請書」（様式1号から様式5号）を市長（条例第8条に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせるときは、指定管理者。以下次条及び第9条第1項において同じ。）に提出しなければならない。

(諾否の決定及び使用許可の通知等)

第4条 市長は第3条の申請があったときは必要な審査を行い、申請の諾否を決定するものとする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を許可することができる。

3 市長は、使用を許可したときは、すみやかに「北九州市エコタウンセンター使用許可書」（様式6号から様式10号）を交付するものとする。

4 使用者は、使用を開始するとき、第3項の使用許可書を提示しなければならない。

(使用の取りやめ)

第5条 施設の使用を取りやめようとする者は、「北九州市エコタウンセンター使用取りやめ申請書（様式11号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の適用)

第6条 使用料は、条例または規則に定める額を支払うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 条例第6条及び前項ただし書の規定に基づき、別表に定めるところにより、使用料を減免する。

3 使用料の減免を受けようとする者は、「北九州市エコタウンセンター使用料減免申

請書」(様式12号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 市長は、減免を許可したときは、すみやかに「北九州市エコタウンセンター使用料減免許可書」(様式13号)を交付するものとする。

5 条例別表「備考」の「営利を主たる目的としない使用」の適用を受ける者は以下の者とする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体及びその他公共団体
- (3) 公共的団体
- (4) その他市長が特に必要があると認めたる者

(使用料の納付)

第7条 使用希望者は、使用許可の際、条例及び規則の定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 前項のただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、「北九州市エコタウンセンター使用料後納願」(様式14号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、後納を許可したときは、すみやかに「北九州市エコタウンセンター使用料後納許可書」(様式15号)を交付するものとする。

4 第1項に係わらず月もしくは年単位で施設を使用する者については、毎月上旬に発行する請求書に基づき前月分を請求日から30日以内にまとめて支払うものとする。

(光熱水費等)

第8条 月もしくは年単位で施設を使用する場合における光熱水費及び事務室を使用する場合における共益費は、使用者の負担とする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

2 光熱水費は、使用者ごとにメーターを設置して使用料を徴収する。ただし、これにより難しい場合は、面積等を算定基礎として金額を定める。

3 共益費は、共用部分にかかる経費(設備保守・清掃・警備委託費)及び光熱水費を、面積等を算定基礎として、定めた金額を徴収する。

4 光熱水費等の納付については、第7条第4項の規定のとおりとする。

(使用許可の不承認、取り消し等)

第9条 市長は、次の各号の一に該当するときは、施設の使用を許可せず、使用の許可をした場合においても使用の許可を取り消し、または使用を停止させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良の風俗を害する恐れがあるとき。
- (2) センターの設置目的に反する使用であると認めるとき。
- (3) 使用する権利を譲渡し、または転貸したとき。
- (4) 建物、施設、設備等をき損する恐れがあるとき。
- (5) 犯罪行為または犯罪行為を讃え、あおり、そそのかす等の行為があると認め

られるとき。

- (6) 危険物を伴う使用であるとき。
- (7) 偽りその他不正な手段で許可を受けたとき。
- (8) 施設管理者の指示に従わないとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (10) 県警察からの通報もしくは県警察への照会等により、暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。
- (11) その他、管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定に基づく使用の許可の取り消しまたは使用の停止によって、使用者が受けた損害については、市（指定管理者が使用の許可の取り消し又は使用の停止を行うときは指定管理者。）は賠償の責めを追わない。

（設備等の制限）

第10条 使用者は、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（職員の立ち入り）

第11条 使用者は、施設管理者が職務上立ち入るときは、これを拒むことが出来ない。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し、必要な事項は環境局長が別に定める。

付則

この要綱は、平成13年6月27日より施行する。

付則

この要綱は、平成15年7月30日より施行する。

付則

この要綱は、平成16年2月9日より施行する。

付則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

付則

この要綱は、平成23年3月18日より施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

付則

この要綱は、令和元年5月1日より施行する。

付則

この要綱は、令和2年11月1日より施行する。

別表

区 分	減免の対象となるもの	減免率
市が主催する行事に使用する場合	セミナールーム(A, B, C, D, E)、 休憩室、実験室、事務室、 実験槽、映像設備、音響設備、 廃水処理設備	100%
市が共催する行事に使用する場合	上記に同じ	50%

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抜粋）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

公募(入札)による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公募(入札)による清涼飲料水等の自動販売機(以下「自販機」という。)の設置について、北九州市財産条例(昭和39年3月31日条例第85号)(以下「条例」という。)及び北九州市公有財産管理規則(昭和39年3月31日規則第61号)(以下「規則」という。)に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする自販機)

第2条 この要綱の対象となる自販機は、民間事業者(個人及び法人)が設置する清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料の自販機とする。

2 やむを得ない理由により対象から除外する場合は、あらかじめ財政局長の承認を得るものとする。

(貸付の方法及び期間)

第3条 自販機を設置する場合は、賃貸借契約によるものとする。

2 貸付期間は1年以内とし、当初貸付日より3年を超えない範囲で更新できるものとする。

(相手方の選定方法)

第4条 財産管理者(規則第3条第2号に規定する各局の長)は、自販機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料を提示した者を、賃貸借契約の相手方とする。

(貸付面積)

第5条 貸付け面積は、自動販売機及び併設する使用済み容器回収ボックスを設置できる面積とし、財産管理者が定めた面積を限度とする。

(貸付料)

第6条 自販機の設置に係る市有財産の貸付料は、第4条で選定された賃貸借契約の相手方が提示した額を月額貸付料とする。

2 最低貸付料は、土地390円、建物960円とする。

(貸付料の納付)

第7条 貸付料は、原則として、年1回の納付により前納させるものとする。ただし、特に理由があると認める場合はこの限りではない。

(自販機設置及び撤去に要する費用の負担)

第8条 自販機の設置及び撤去に要する費用は、自販機設置事業者の負担とする。

- 2 自販機設置に伴い発生する電気代は、原則として当月分を翌月の15日までに納入させるものとする。

(自販機設置の条件等)

第9条 自販機設置事業者が自販機を設置する場合の規定は、次のとおりとする。

- (1) 自販機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を明記する。
- (2) 自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置する。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、財産管理者の指示に従う。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策を行なう。
- (4) 商品補充、金銭管理など、自販機の維持管理については、自販機設置事業者が行う。また、常に商品の賞味期限に注意する。
- (5) 販売品目は清涼飲料水、乳酸飲料、乳飲料とし、酒類販売は行わない。
- (6) 法令の規定により販売に関し許認可等の免許を要する場合は、使用許可期間中は継続的に効力を有すること。
- (7) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

(使用済み容器回収ボックスの設置及び管理)

第10条 使用済み容器回収ボックスの設置及び管理については、自販機設置事業者の責任において、次のとおり行うものとする。

- (1) 自販機に併設して、原則として自販機1台に最低1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、自販機設置事業者の責任で適切に回収、処分する。
- (2) 自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で、適切に回収、処分する。

(契約の解除)

第11条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自販機設置事業者への是正の指示、命令を行わずに、直ちに賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに賃料及び電気料の納付がないとき。
- (2) 賃貸借契約により設置している自販機を第三者に譲渡又は転貸したとき。
- (3) 契約事項に違反したとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (5) 公序良俗に反するとき。
- (6) その他設置が適切でないとき。
- (7) 市において公用、公共用に供するため行政財産を必要とするとき。

2 前項第2号から第6号の規定により契約を解除したときは、納付済みの賃料は返還しない。

3 第1項第1号から第6号の規定により契約を解除したときで、契約残期間の貸付料相当額が未

納であるときは、これを納付させるものとする。

(途中解約)

第12条 第3条第2項に定める契約期間中における途中解約はできないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きにより途中解約する場合で、自販機設置事業者の都合による場合は、納付済みの賃料は返還しない。また、契約残期間の貸付料相当額が未納である場合は、これを納付させるものとする。

(協議事項)

第13条 この要綱によりがたい場合は、財政局長と別途協議するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、財政局長が別に定める。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。